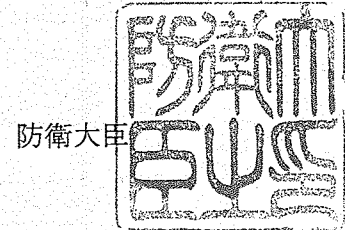




防官文第8912号
平成27年5月29日

行政文書開示決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聡 殿



平成27年2月9日付けで請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称
特定秘密指定管理簿（表紙を除く。）

2 不開示とした部分とその理由
別紙のとおり

* この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、防衛大臣に対して異議申立てをすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。

この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

* 同封の説明事項をお読みください。

下記に記載した開示の実施の方法の中から、希望する方法を選択してください。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書全体について開示の実施 を受けた場合の基本額（*1）
A4判用紙 37枚	①閲覧	用紙100枚までごとに つき100円	100円 (実支払い額 0円)
	②複写機により用紙に 複写したものの交付	用紙1枚につき10円	370円 (実支払い額 180円)
	③スキャナにより電子 化し、CD-Rに複写した ものの交付（PDFファイル （*2））	CD-R1枚につき100円 に、用紙1枚ごとに 10円を加えた額	470円 (実支払い額 280円)

*1 実際に支払っていただく手数料については、上記基本額が300円までの場合は無料に、300円を超える場合は上記基本額から300円を差し引いた額となります。（ただし、1開示請求につき300円を限度とします。）詳しくは、同封の「2 開示実施手数料の算定について」をお読みください。

*2 PDFファイルとして開示の実施を希望される場合、電子機器の性能により、文書の一部が鮮明に表示されない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

(2) 事務所における閲覧を実施することができる日時、場所

日時：平成27年6月15日(月)～平成27年7月15日(水)09:30～17:00
(12:00～13:00及び土、日、祝日を除く。)

場所：防衛省大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室 新宿区市谷本村町5-1

(3) 複写したものの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する切手代(見込額)

準備日数：行政文書の開示の実施方法等申出書を受領した日からおおむね10日までに
発送予定

送付に要する切手代(見込額)：開示の実施の方法 ② 250円、③ 140円

* 開示請求受付日：平成27年2月10日

補正期間：なし

開示決定日：平成27年5月28日

請求受付番号:2015.2.10-本本B1461

頁	指定の整理番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	18-201412-005-1二b-002	「指定に係る特定秘密の概要」の欄の一部	将来の防衛力整備に係る内容が記載されており、これを公にすることにより、我が国の防衛力整備における関心事項等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第3号に該当するとともに、その後の防衛省・自衛隊の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条第6号に該当するため不開示としました。
2	18-201412-008-1イa(b)-002	「指定に係る特定秘密の概要」の欄の全部	日米防衛協力に係る検討の進捗ぶりに関する内容及び自衛隊の運用に係る計画の一部が記載されており、これを公にすることにより、我が国と米国との信頼関係が損なわれるとともに、自衛隊の運用要領が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第3号に該当し、また、その後の防衛省・自衛隊の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条第6号に該当するため不開示としました。
	18-201412-009-1イb-003		防衛省・自衛隊における秘密の保有状況に関する情報等及び我が国と米国の間の協力に関する事項が記載されており、これを公にすることにより、我が国と米国との信頼関係が損なわれるとともに、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第3号に該当し、また、その後の防衛省・自衛隊の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条第6号に該当するため不開示としました。
	18-201412-014-1イb-007		防衛省・自衛隊における秘密の保有状況に関する情報等及び日米防衛協力に係る検討の進捗ぶりに関する内容が記載されており、これを公にすることにより、我が国と米国との信頼関係が損なわれるとともに、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第3号に該当するとともに、その後の防衛省・自衛隊の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条第6号に該当するため不開示としました。
3	18-201412-015-1イb-008		防衛省・自衛隊における秘密の保有状況に関する情報等及び日米防衛協力に係る検討の進捗ぶりに関する内容が記載されており、これを公にすることにより、我が国と米国との信頼関係が損なわれるとともに、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第3号に該当するとともに、その後の防衛省・自衛隊の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条第6号に該当するため不開示としました。
	18-201412-016-1イb-009		
	18-201412-018-1イb-011		
	18-201412-019-1イb-012		
	18-201412-020-1イb-013	「指定に係る特定秘密の概要」の欄の一部	

頁	指定の整理番号	不開示とした部分	不開示とした理由
10	18-201412-070-1ロb-010	「指定に係る特定秘密の概要」の欄の一部	防衛省・自衛隊における秘密の保有状況及び情報業務に関する情報が記載されており、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報収集の精度、能力及び情報関心が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第3号に該当するとともに、その後の防衛省・自衛隊の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条第6号に該当するため不開示としました。
	18-201412-072-1イa(c)-001		
	18-201412-073-1イa(c)-002		
	18-201412-074-1イa(c)-003		
11	18-201412-075-1イb-014	「指定に係る特定秘密の概要」の欄の全部	防衛省・自衛隊における秘密の保有状況に関する情報等及び我が国と米国の間の協力に関する事項が記載されており、これを公にすることにより、我が国と米国との信頼関係が損なわれるとともに、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第3号に該当し、また、その後の防衛省・自衛隊の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条第6号に該当するため不開示としました。
	18-201412-076-1イa(c)-004	「指定に係る特定秘密の概要」の欄の全部	防衛省・自衛隊における秘密の保有状況及び情報業務に関する情報が記載されており、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報収集の精度、能力及び情報関心が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第3号に該当するとともに、その後の防衛省・自衛隊の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条第6号に該当するため不開示としました。
	18-201412-077-1イa(c)-005		
12	18-201412-078-1イa(c)-006		
	18-201412-079-1イa(c)-007		
	18-201412-080-1イa(c)-008		
	18-201412-081-1イa(c)-009		
	18-201412-082-1イa(c)-010	「指定に係る特定秘密の概要」の欄の一部	
	18-201412-083-1イa(c)-011		
	18-201412-084-1イa(c)-012	「指定に係る特定秘密の概要」の欄の全部	

頁	指定の整理番号	不開示とした部分	不開示とした理由
13	18-201412-085-1イb-015	「指定に係る特定秘密の概要」の欄の全部	防衛省・自衛隊における秘密の保有状況に関する情報等及び我が国と米国の間の協力に関する事項が記載されており、これを公にすることにより、我が国と米国との信頼関係が損なわれるとともに、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第3号に該当し、また、その後の防衛省・自衛隊の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条第6号に該当するため不開示としました。
	18-201412-086-1イb-016		
	18-201412-087-1イa(c)-013	「指定に係る特定秘密の概要」の欄の一部	防衛省・自衛隊における秘密の保有状況及び情報業務に関する情報が記載されており、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報収集の精度、能力及び情報関心が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第3号に該当するとともに、その後の防衛省・自衛隊の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条第6号に該当するため不開示としました。
	18-201412-088-1イa(c)-014		
	18-201412-089-1イa(c)-015	「指定に係る特定秘密の概要」の欄の全部	
	18-201412-090-1イa(c)-016		
	18-201412-091-1イa(c)-017	「指定に係る特定秘密の概要」の欄の一部	
14	18-201412-092-1イb-017	「指定に係る特定秘密の概要」の欄の全部	防衛省・自衛隊における秘密の保有状況に関する情報等及び我が国と米国の間の協力に関する事項が記載されており、その種類、名称、進捗状況等を公にすることにより、米国との信頼関係が損なわれるとともに、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第3号に該当し、また、指定通報先である関係省庁を公にすることにより、当該協力の内容が推察されるなど、その後の防衛省・自衛隊の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条第6号に該当するため不開示としました。

頁	指定の整理番号	不開示とした部分	不開示とした理由
14	18-201412-093-1イ a(b)-005	「指定に係る特定秘密の概要」の欄の全部	防衛省・自衛隊における秘密の保有状況に関する情報等が記載されており、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすとともに、他国もしくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第3号に該当し、また、その後の防衛省・自衛隊の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条第6号に該当するため不開示としました。
	18-201412-094-1イ a(b)-006		
	18-201412-096-1イ a(c)-019	「指定に係る特定秘密の概要」の欄の一部	
	18-201412-098-1イ b-018	「指定に係る特定秘密の概要」の欄の全部	
15	18-201412-099-1イ b-019		防衛省・自衛隊における秘密の保有状況に関する情報等及び我が国と米国の間の協力に関する事項の種類、名称、進捗状況等が記載されており、これを公にすることにより、我が国と米国との信頼関係が損なわれるばかりでなく、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第3号に該当し、また、その後の防衛省・自衛隊の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条第6号に該当するため不開示としました。
	18-201412-100-1イ a(c)-020		
	18-201412-104-1イ b-021		
	18-201412-105-1イ a(b)-007		
16	18-201412-108-1イ a(c)-025		防衛省・自衛隊における秘密の保有状況に関する情報等が記載されており、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすとともに、他国もしくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第3号に該当し、また、その後の防衛省・自衛隊の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条第6号に該当するため不開示としました。
	18-201412-109-1イ a(a)-001		防衛省・自衛隊における秘密の保有状況に関する情報及び演習で実施する自衛隊の運用に係る計画の一部が記載されており、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領が推察され、防衛省・自衛隊の効果的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第3号に該当するとともに、その後の防衛省・自衛隊の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条第6号に該当するため不開示としました。